

◆第3回協議会（H26.3.25）論点の整理

●第5条 情報の共有

市及び議会は、市政への市民の参加が促進されるよう、**計画立案段階から**市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と**情報を共有**します。

ポイント	論点
計画立案段階から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可能な限り早い段階からの情報共有が必要」という点では、協議会委員の共通理解を得られた。</li> <li>・「計画立案段階」という文言は、言い回しを工夫するか、削除するかではないか。後で尾を引くおそれがある。</li> <li>・行政内部で案が固まる前、いわゆる「たたき台」段階での情報共有が望ましい。</li> <li>・行政内部で一定の青写真を描いた段階でなければ、市民に意見を聴くのは難しいのではないか。白紙状態で投げかけられても、市民側に困惑を招く。</li> </ul>
情報を共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求めに応じた情報公開だけでなく、市民参加を促すための積極的な情報提供も情報公開条例に定められている。</li> <li>・第3項（情報公開）、第4項（会議の公開）については、情報公開条例に詳細な定めがあることから、「別に条例で定めるところにより」という文言を追加し、第1項の「情報の共有」がそれらを包括するという点で、第3項・第4項は割愛してもいいのではないか。</li> <li>・仮に「別に条例で」とするのであれば、「情報公開条例」など、条例名を明記した方が良いのではないか。</li> <li>・市からの情報は一方通行であり、まちづくり条例では、情報公開条例で定めているものより一步踏み込んだ形での情報共有を求めているもの。</li> <li>・現在は、市民側からまちづくりに関する情報を取りに行く姿勢が弱いので、条例があることにより、市民がどうしたら良いかが担保されると考える。</li> <li>・「情報」について、「市民が必要とする情報」や「まちづくりに資する情報」などの意味合いを付けている自治体もある。条文の規定をめぐって、積極的な解釈運用の実効性をどのように担保できるかも含めて、今後の議論が必要。</li> </ul>

2 市民自治によるまちづくりを進めるために、**市民の持っている有効な情報を提供**し、市民・市・議会で適正に共有します。

ポイント	論点
市民の持っている有効な情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主語がない」という点では、協議会委員の共通理解を得られた。</li> <li>・「市民の持っている有効な情報」の定義があいまい。</li> <li>・「市民の持っている情報」は有益だが、個人情報ともバッティングする。</li> <li>・この条項で何を実現させたいのか。市民が持っている情報を共有してまちづくりをするのであれば、市民から提案することができる機会、さまざまな意見を言うことができる環境を豊かな形で整えるというのも一つの方法。</li> </ul>

3 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に「求めに応じた情報公開」が定められており、割愛してもいいのではないか。</li> <li>・「生きた情報の共有」が必要であり、現状のパブリックコメント手続等では「生きた情報」になっていない。</li> <li>・理解が難しい情報公開のあり方では、市民の議論を喚起することはできない。</li> </ul>

4 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に「審議会等の会議の原則公開」が定められており、割愛してもいいのではないか。</li> <li>・会議の「公開」と「共有」は異なる。公開と共有を結び付ける仕組みを検討することも必要。</li> </ul>

●第6条 個人情報の保護

市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講ずるものとします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報公開・情報共有」と「個人情報の保護」は対になるもの。</li> <li>・個人情報の保護の詳細については、個人情報保護条例に委ねるため、「別に条例で定めるところにより」という文言を追加してはどうか。</li> </ul>

●第7条 説明責任・応答責任

市は、**市政の計画立案、実施および評価の各段階**において、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとします。

ポイント	論点
市政の計画立案、実施および評価の各段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に行政の計画や事務事業は PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）から成っており、第10条（参加の機会の保障）も「計画、実施および評価」という表記になっているので、「立案」という文言は削除してもよいのではないか。</li> </ul>